

令和5年4月度定例会



- 1、岡津第三町内会について
- 2、班長の皆様をお願いする事
- 3、令和5年度の町内会活動に向けて
- 4、連絡/報告事項

◎令和5年4月16日(日)13:30~15:00

◎岡津町内会館

1、岡津第三町内会について



(1)町内会(自治会)とは

(2)岡津第三町内会の立地/規模

(3)町内会の活動について

(4)令和5年度 岡津第三町内会の体制/組織

(1)町内会(自治会)とは、

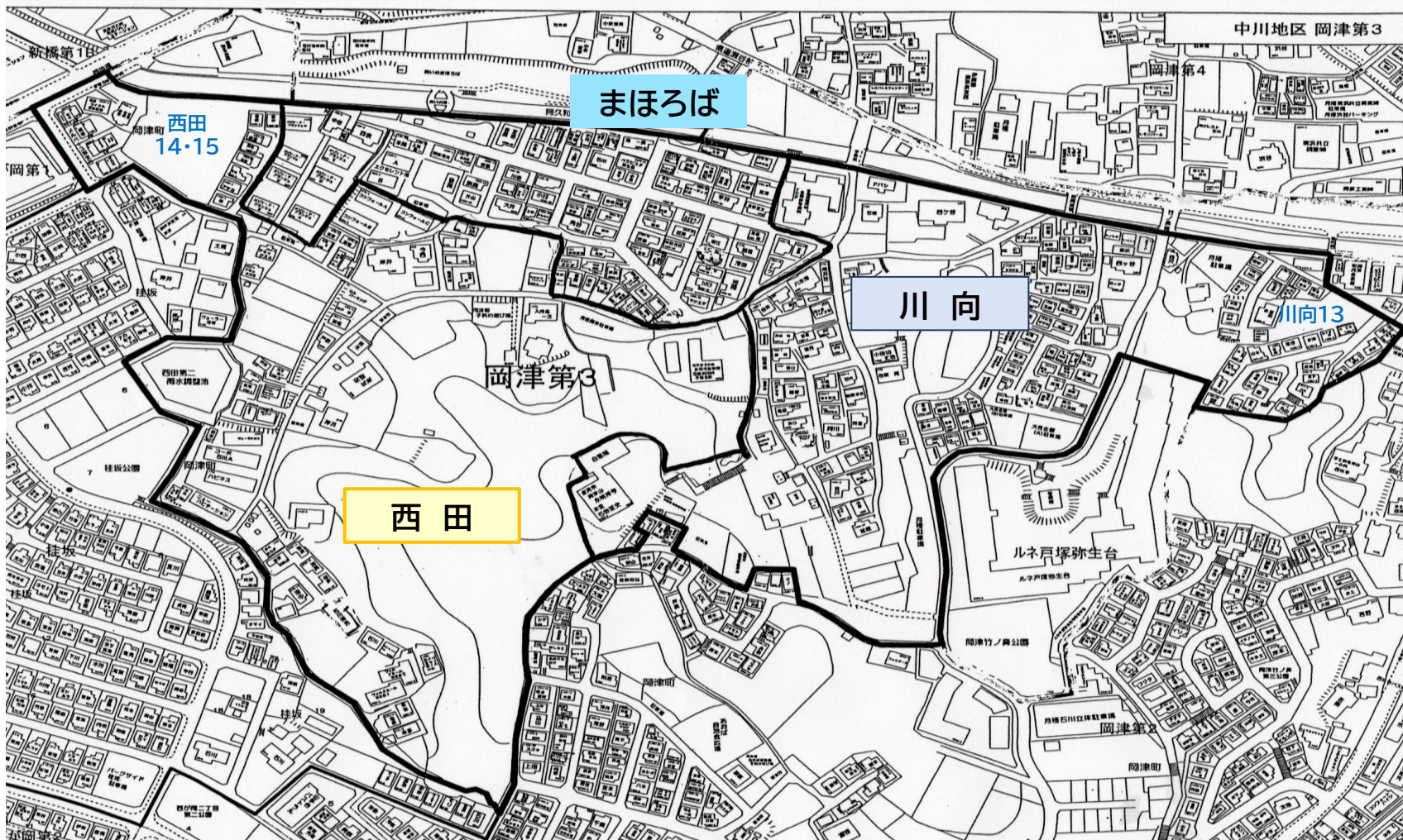
- ① 町内会(自治会)とは、**一定の区域内に住む住民が、自らの住む地域の生活環境の維持向上を目的として、自主的に結成し、運営している団体です。**
- ② あくまでも**任意(自由な意思に基づいた)の団体**であり、この町に居住したことで、**入会を強制される事はありません。**
- ③ しかし、町内会の活動に参加する事で、**自らの住む地域の生活環境を良くし、また活動を通して近隣の人たちと交流・親睦を深める、**と云う事は私達の日常生活において、大切なことではないでしょうか。

町内会(自治会)は、ゆるい共同体

- 一定の地域に居住して利害を共にしつつ暮らしていく地縁的な人々の集まりを、一般に、**コミュニティ(community) = 共同体**と云います。
- 昔の**《農村共同体》**は、その代表です。しかし、この共同体は、**経済発展と共に、衰退**していきます。(産業構造の変化・都市への人口集中・農村の弱体化)
- しかし、**住環境を同じくする者が様々な点で利害を共にすると云う事は、現代の社会でも当てはまる、**と思います。
- もちろん、共通の経済基盤をベースにした農村共同体に比べれば、共通の利害の程度は遥かに小さく、**その紐帯は、きわめて「緩い(ゆるい)」**ものです。
- そして、このゆるい結びつきの中で、**相応の自治能力**(協力して問題を解決する)を具現化していくのが、現代の町内会(自治会)と云えると思います。

(2)、岡津第三町内会の立地・規模

令和5年4月1日現在 総戸数460戸、会員数359世帯(加入率78%)



岡津第三町内会は、阿久和川に架かる「西田橋」から「堂の前橋」までの間の南側に位置しています。

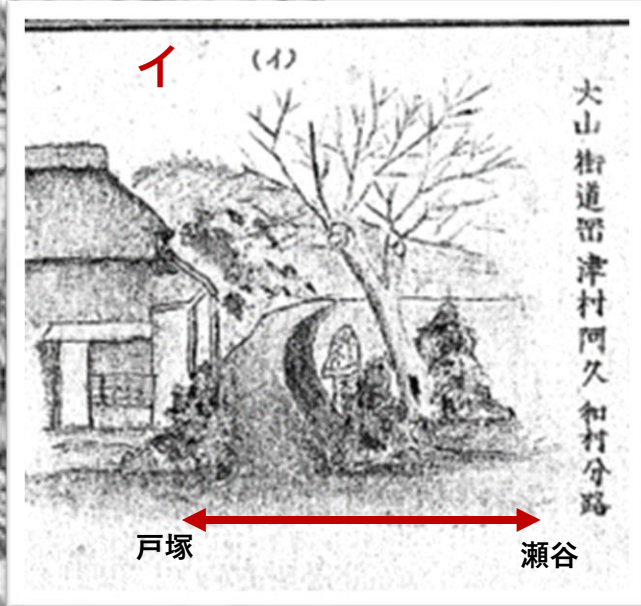
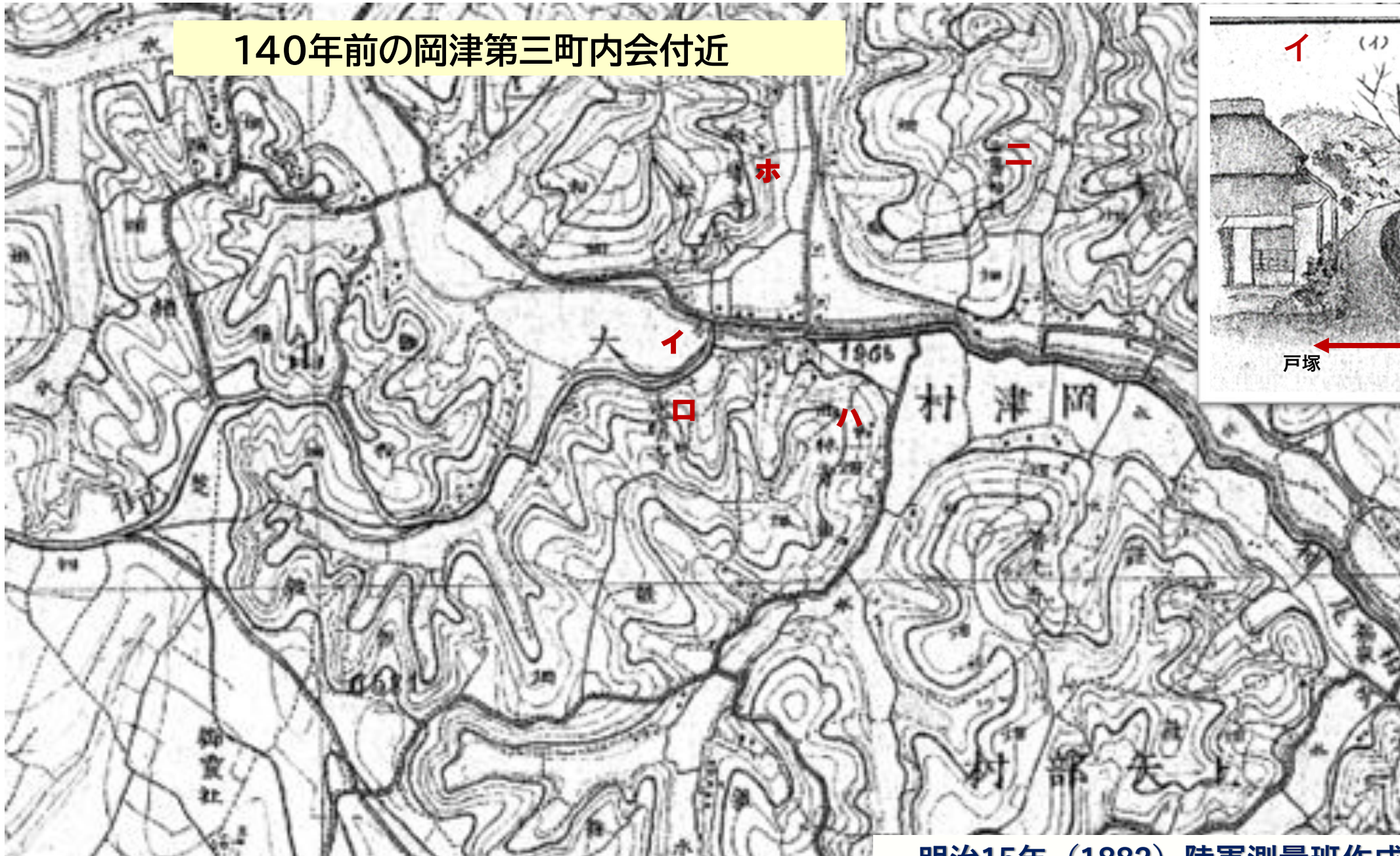
この地域は、昭和30年代までは静かな田園地帯でしたが、その後の高度成長期の宅地造成によって、現在のような住宅地へと変貌しました。それでも、江戸時代、大山阿夫利神社への参詣者が歩いた旧大山道が町内を通り、路傍に建つ古い石塔や道標が往時を偲ばせています。



町内会の発足は、旧岡津町内会(昭和32年設立)が4つに分割された平成2年(1990年)。

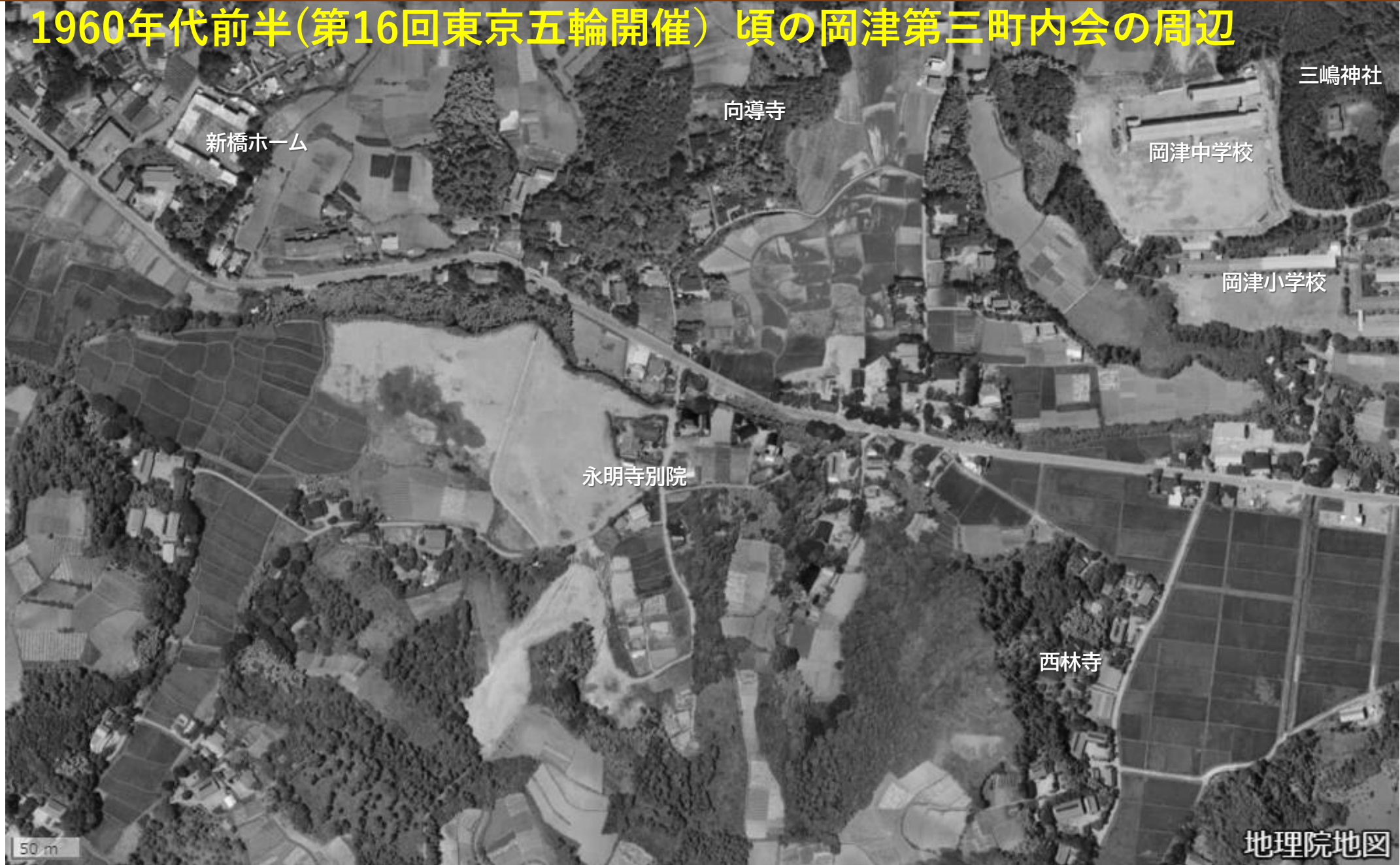
横浜市自治会町内会加入率69% 泉区73% (令和4年)

140年前の岡津第三町内会付近



- = 永明寺
- 八 = 西林寺
- 二 = 三島神社
- ホ = 向導寺

1960年代前半(第16回東京五輪開催)頃の岡津第三町内会の周辺



(3) 町内会の活動について

◎町内会の活動（生活環境の維持向上）は、大きく2つに分けられます。

第1の活動

地域の安全、安心、きれいを守る活動。
(防犯・防災・交通安全・環境保全)

- *防犯パトロールや防犯ツールの設置
- *自主防災訓練の実施や防災備蓄
- *ゴミ集積所の美化、公園広場の清掃
- *高齢者への支援活動
- *交通安全活動
- *行政や地域からの情報伝達

☞これらの活動は担当の事業部や協力部門が主管となっていますが、多くの活動において会員の理解と協力が不可欠です

この2つの活動は、
相互に影響し、相乗
効果を発揮する



生活環境の維持
向上を図る

第2の活動

会員相互の親睦を深めるための活動

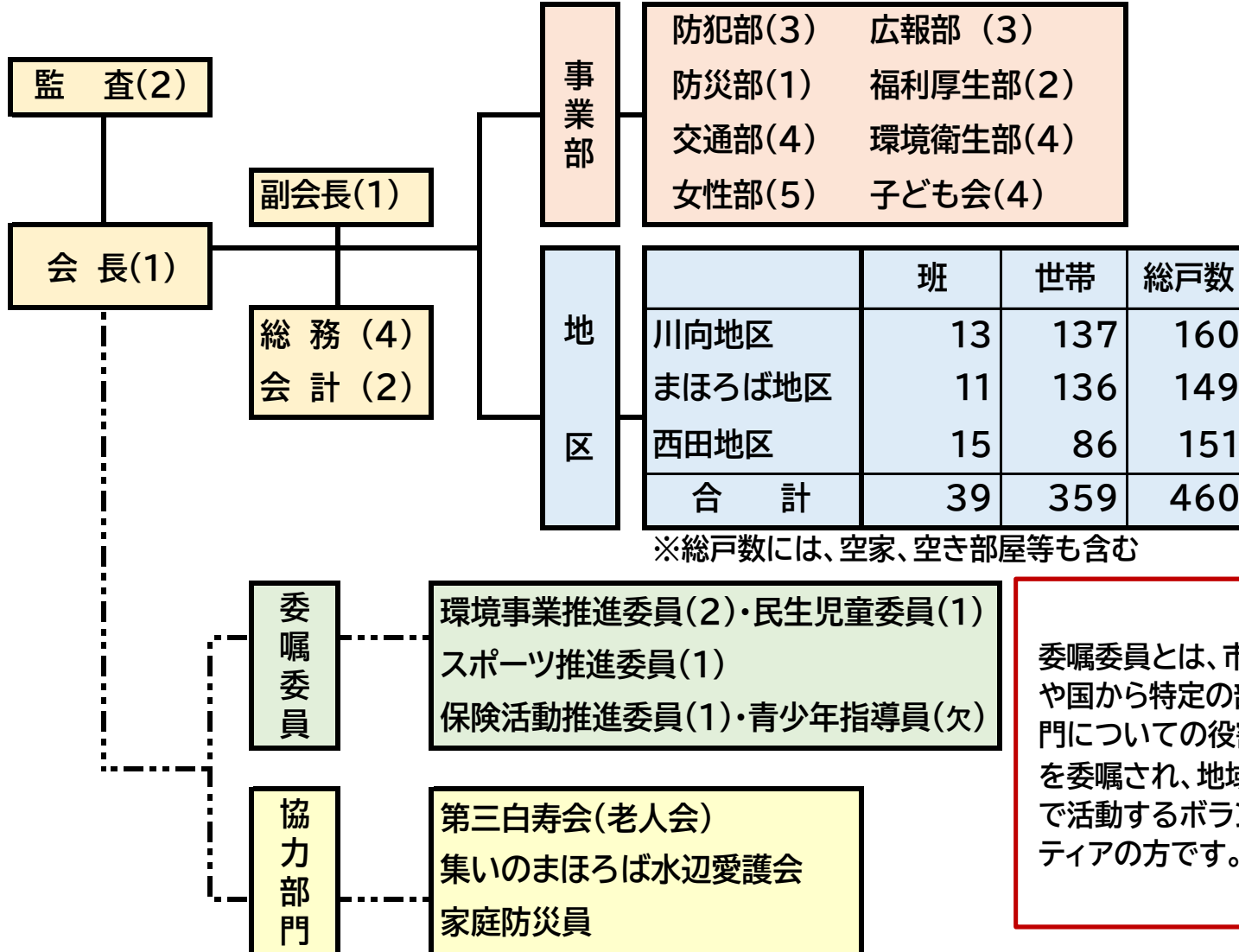
- *夏祭りや餅つき大会など大型イベントの開催。
- *子ども会活動や敬老イベント
- *女性部の各種研修活動
- *地域行事への参加・協力

☞大型イベントは、単にその状況を楽しむと云うことではなく、事前準備も含めた共同作業を通して、会員相互の親交が深まると云う側面もある。

(4) 令和5年度 岡津第三町内会の組織、体制について

【岡津第三町内会組織図】

* ()の数字は役員数。但し、兼務を含む



※総戸数には、空家、空き部屋等も含む

* 岡津第三町内会は運営上、3地区(川向、まほろば、西田)に分け、さらに各地区は班単位で構成される。
 * 班の数は39班。基本的には各班に班長を置き、班の取りまとめを依頼している。

* 町内会の活動は8事業部の役員及び本部スタッフと班長が協力して進める。班長の任期は1年、事業部の役員任期は基本2年。(子ども会は1年)

* 町内会としての意思決定や役員班長相互の情報共有は、毎年4月の定期総会、月1回の月次定例会、不定期の事業部長会議等で行い、会員への情報発信は、回覧、会員向け連絡書、ホームページ等で随時行っている。

委嘱委員とは、市や国から特定の部門についての役割を委嘱され、地域で活動するボランティアの方です。

* 泉区には現在153の自治会町内会があり、さらに、隣接する自治会町内会が12の連合町内会を結成。岡津第三町内会も近隣16の自治会町内会と共同して、中川連合町内会を結成している。

(1) 町内会運営関連

- ① **月次定例会への出席** (月1回*第2土曜日*夜7時30分~*会場:町内会館)
*定例会は町内会の班長、役員が出席し、町内会を巡る内外の情報や課題などを共有する場。
*1月と4月の定例会は、別途設定されます。別紙スケジュール表をご確認下さい。

- ② **町内会費の徴収と募金活動** (それぞれ年1回)
*5月に町内会費の徴収と日本赤十字社社費の募金、8月に区社会福祉協議会助成費の募金があります。それぞれ、班内の取りまとめをお願い致します。

- ③ **各班内の会員情報の連絡** (発生時)
*班内の転入出(会員の逝去も含む)の情報を各地区の総務担当(川向:五十嵐、まほろば:村山、西田:本多)までお知らせ下さい。総務連絡先は、別途配布致しました役員名簿でご確認下さい。

(2) コミュニケーション活動

- ① **会員への回覧物の手配、連絡書の配布** (月2~3回程度)
 - * 班内への町内会や行政、地域団体からの回覧物(回覧版)の手配 * 各種連絡書の配布。
 - * **会員世帯のみ**の配布

- ② **町内会独自の広報紙と連合町内会の広報紙の配布** (年4回程度)
 - * 町内会広報 = 「だいさんかわらばん」 * 中川連合町内会広報 = 「中川の風」
 - * **会員世帯のみ**の配布

- ③ **行政広報の全世帯への配布** (月1回、月末)
 - * 行政からの広報紙は「広報よこはま」と「県のたより」が毎月、「議会たより」が年4回。
 - * **非会員も含めた全世帯へ**の配布
 - * 行政広報は、長期不在や空家の分も配布される場合があります。

☞ 非会員の方の中には、まれに配布を否される方がおります。会員名簿の中で、配布物不要の記入のある方については、前任の班長にご確認下さい。

(3) 町内会各種活動・行事への参加・協力

⑤ 防災訓練への参加 (年2回)

* 自主防災訓練 (令和5年10月29日予定)

☞ 安否確認と防災技能と知識の習得(消防所指導)

* 岡津小学校地域防災拠点訓練 (令和6年1月28日予定)

☞ 地域防災拠点の理解と防災関連設備の見学、避難所体験

⑥ 夏祭りの模擬店の運営 (年1回=8月19日予定)

* 夏祭りは最大のイベント。班長の皆様には、地区単位で模擬店の運営をお願いします。

☞ 事前活動は6月から開始、食材の調達、店舗の設営、調理、販売、撤去まで全ての運営が含まれます。

⑦ 様々な町内会活動への参加

* 行事としては、夏祭りの他にも、年末餅つき大会、新年賀詞交歓会、と云ったイベントがあります。また、集いのまほろば愛護会活動や防犯パトロールなどの基本的な活動もあります。コミュニケーションを深めるチャンスです。軽い気持ちで、ご参加ください。

3、令和5年度の町内会の活動に向けて



- (1) 基本的スタンス
- (2) 現状の問題と活動方針の前提
- (3) 令和5年度の町内会活動の4つの基本方針

(1) 令和5年度の活動の基本的スタンス

コロナ委縮からの脱却 = コロナ以前の活動の復活

コロナ禍は、今年に入ってようやく収束の兆しが見え、3月13日以降は屋内におけるマスクの着用は個人の判断とされ、また5月8日以降は感染法上の分類も季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられる等、大きく規制緩和に向かっていきます。

したがって、町内会においても、令和5年度については、まずは社会一般の規制緩和の流れに即して、この3年間のコロナ委縮から脱却し、**コロナ以前の活動を順次、復活させていきたい**と考えます。

(2)現状の問題点と基本方針の前提

👉 3年に及ぶコロナ禍は2つの大きな問題を町内会に残した。

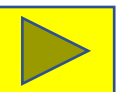
① 過去3回にわたる大型イベントの中止による コミュニティ内の関係性の希薄化

👉 この問題に対しては、3年間の空白を乗り越えて、大型イベントを再開させる、と云うテクニカルな対応が課題解決の基本。

② 関係性の希薄化による役員不足の状況へのマイナス影響

👉 コロナ以前から指摘されていた問題。コロナに加速された部分はあるが、その背景には、日本の社会経済的な動向もあって、単に「イベントの再開」と云う対応では解決されない。

⇒ 町内会の在り方や体制などに大きく関わってくる問題



【役員減少にどう対応するか】

(1) 役員として町内会活動へ参画する事への理解促進。

☞ 活動の復活により、会員相互の関係性の強化を図り、町内会活動への理解を深める機会を増やす。

(2) 少数の役員を前提とした町内会の仕組みを作る。

☞ 町内会が持続可能でありうるように、早急に、少数の役員体制を前提とした、活動内容、組織、体制へ、町内会の在り方を変更する。

(3) 令和5年度の町内会活動へ向けた4つの基本的な考え方

- ① ベーシックな活動(防犯、防災、環境保全、交通安全)の継続による安全、安心、きれいな町作り。
- ② 各種イベントの積極実施による会員間の関係性の強化をめざす。
☞ 夏祭りや餅つき大会等の大型イベントの再開については、3年間の空白を克服するために、早期に準備活動をスタートする。
- ③ 町内会の活動に対し、広く一般会員の参加協力を求める。
- ④ 「役員減少への対応」と云う課題解決の為に、町内会の体制や組織、活動内容の見直し等の抜本的な対応策を検討、実行へ。

4、連絡・報告事項

(1) 横浜市市民活動保険について

(2) 「集いのまほろば水辺愛護会、河川功労者表彰が決まる

班長の皆様は、配布の「回覧」に記載されています。

4、連絡・報告事項

(1)横浜市市民活動保険について

市民活動保険とは、ボランティア活動中のケガや他人の物を壊した場合に適用される補償制度です。その特徴は、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約しており、事前の登録・加入手続きは不要で、保険料も不要で、事故発生後の報告になりますが、以下の4つの要件を全て満たすボランティア活動が対象になります。

- 1、自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織(自治会町内会)が行っている活動
- 2、無報酬の活動(交通費などの実費支給は除く)
- 3、継続的、計画的に行っている活動
- 4、公益性のある(他人や社会に貢献する)活動

【補償内容:概要】

◎賠償責任保険

- *活動者の過失により賠償責任(法律上)を負った場合(被害者から損害賠償を求められる)
- ・身体賠償:上限、1名1億円、1事故5億円
- ・財物等賠償:上限、1事故500万円

◎傷害保険

- *活動中に急激かつ偶然的な外来事故により活動者が死亡または負傷した場合
- ・死亡:1名500万円・後遺障害:上限500万円
- ※他、入院、通院、手術等の補償あり。

※横浜市市民活動保険の詳しいパンフレットは岡津第三町内会のHPに掲載致します。

(2) 「集いのまほろば水辺愛護会、河川功労者表彰が決まる」

集いのまほろば水辺愛護会が令和5年度河川功労者表彰を受ける事が決まりました。河川功労者表彰とは、河川愛護活動等に功績のあった団体または個人について、各都道府県等からの推薦に基づき、公益社団法人日本河川協会が毎年実施している表彰で、その歴史は古く、昭和24年から行われており、これまでに、累計で4,142の個人/団体が表彰されています。

ちなみに、昨年度は全国で105の個人・団体が受賞、神奈川県からは1団体のみでした。

集いのまほろば水辺愛護会の皆様、おめでとうございます。

(表彰式について)

- 日時:6月5日(月)15時50分
- 会場:砂防会館

東京都千代田区平河町2-7-3



令和5年4月度定例会

質疑応答

※次回定例会は、5月13日(土)午後7時30分より、岡津町内会館で行います。